

令和8年度 当初予算編成方針



令和7年11月11日

綾町財政課

令和8年度 予算編成方針

綾町長 松本 俊二

1 国、県の動向

国は、「令和8年度予算の概算要求について」において、歳出全般にわたり施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化するとともに、要求・要望は賃金や調達価格の上昇を踏まえて行い、予算編成過程において物価上昇に合わせた公的制度の点検・見直しも踏まえ、経済・物価動向等を適切に反映することを示しています。

「経済財政運営と改革の基本方針 2025」では、賃上げを起点とした成長型経済に実現によって日本の経済の持続的成長と生活も豊かさの向上を目指すと明記し、次の4項目を挙げています。

- 1 物価上昇を上回る賃上げの普及・定着
- 2 地方創生 2.0 の推進及び地域における社会課題への対応
- 3 投資立国及び資産運用立国による将来の賃金・所得の増加
- 4 国民の安心・安全の確保

国は賃上げを起点とした成長型経済の実現により、我が国経済の持続的成長と国民生活の豊かさの向上を目指すことから、自治体もこうした国の動向について注視していく必要があります。

県は、重点施策に「日本一挑戦プロジェクトの総仕上げ」「人口減少社会に適応する持続可能なくらし・産業づくり」「未来を切り拓く新たな発展に向けた礎づくり」の3本を掲げ、日本一挑戦プロジェクト推進基金や新しい地方経済・生活環境創成交付金の積極的な活用により財源を確保しながら、未来志向の発展に向けた取り組みを展開するとしています。

また、社会情勢の変化を的確にとらえる対応として、本県経済の持続可能な成長に向け、賃上げや物価高騰に対応した財源確保に取り組むとともに、アウトソーシングやＩＣＴを活用した府内の業務改革を推進するほか、米国の関税措置や抜本的な税制改革などにより経済において著しい影響が顕在化した場合の予算上の措置を講じることを令和8年度の予算編成の方針のポイントとして挙げています。

2 綾町の財政状況

綾町の財政状況は、令和6年度決算においては財政健全化法関連の「実質公債費率」「将来負担比率」がいずれも早期健全化基準等には該当せず、概ね良好な水準を維持しています。

「経常収支比率」については、令和5年度の91.8%から令和6年度は93.7%と1.9ポイント上昇しました。今後も、扶助費や人件費の増、物価高騰の影響による不安要素など、経常収支比率の悪化をもたらす要因が見込まれるため、財政構造における弾力性の低さは今後も続くことが予想されます。引き続き将来の成長に向け、効率的かつ効果的な財政支出の意識強化と財源の確保に取り組まなければならない状況にあるといえます。

歳出面では、物価高への対応や、義務的経費である少子・高齢化の進展に伴う扶助費の増大に加え、人件費・公債費の増加も見込まれます。また、令和9年度に開催される国民スポーツ大会に向けた施設整備及びリハーサル大会運営に係る経費（国スポ関連経費：令和8年度予算では、事業費11億円のうち一般財源分3.36億円）。令和9年度の本大会では、4.2億円のうち一般財源分2.2億円）の支出が見込まれていますが、この金額はあくまで先催県における数値であり、この金額をいかに圧縮するかが極めて重要であります。あわせて、老朽化している公共施設の維持補修、改修費用や福祉関係の特別会計および企業会計（農業集落事業会計・浄化槽事業会計・上下水道事業会計）への繰出金の増加も予測されます。

一方、歳入面については、令和7年度当初予算では、経常的経費のうち約2.7億円の財源に変動性の高いふるさと納税寄附金を充てている状況で、寄附金が下振れした場合の状況も当然考慮すべきであります。ふるさと綾サポート基金の残高の推移は、令和5年度の4.6億円から令和6年度は4.2億円、現時点では残高3.1億円と大きく減じている状況であり、寄附金倍増に向けた積極的な取り組みが必要であるといえます。

また、財政調整基金（年度間の財源の不均衡を調整するための基金）は、令和7年度当初予算に3.8億円を充てたことから、令和5年度の7.29億円、令和6年度の5.19億円と比べて現時点の残高は3.09億円と減少している状況にあります。財政調整基金は増やすことが目的ではなく、税金をいかに効果的に活用し、町民に還元した結果として積み立てられるものですが、標準財政規模（令和6年度約28.7億円）の10%から20%は維持すべき水準だと考えます。

地方税収については、給与所得等の増など景気回復基調の兆しは見られるものの、物価高の影響による生産・消費の低迷、企業の減収等、先行き不透明な状況が続くことを踏まえ、令和8年度予算編成においては、これまで以上の事業や事務等の徹底した見直しが必須であると考えます。

3 予算編成の基本方針

前述した綾町の厳しい財政状況を踏まえた上で、予算編成作業においては緊急性・必要性・優先度の観点から、前例に捕らわれることなく事業の根幹にまで踏み込んで徹底した議論と検証を行い、職員一人ひとりが明確なコスト意識を持ってより効果的な事業への見直しを行うとともに、町民や関係者に理解を求めながら、事業の廃止・縮小・再構築を行い、事務事業の「選択と集中」に取り組むことが求められています。

令和6年度から、各種事業や業務体制について課題の洗い出しと明確化、解決に向けた方策の検討推進に取り組んできました。令和8年度は、「照葉樹林都市・綾」を基調とする「自然と調和した豊かで活力に満ちた教育文化都市」を再認識し、“ほんもの”を誠実に追求する姿勢や常に時代の先を行くという気概のもと、原点回帰による綾町の復活と未来への継承に向け、先に実施した事業棚卸しヒアリングでの指摘事項を確実に実行していかなければなりません。加えて、前例主義的な発想にとらわれ過ぎることなく、「温故知新」「不易流行」の考え方に基づき、各種事業や業務の改革・改善への取り組みを徹底する必要があります。

本町のあるべき姿について、町民の理解・納得と協力が得られるよう丁寧な説明を尽くしながら、町民自らが町づくりのメインプレイヤーとして積極的に参画する意識が高まるよう、町政を推進していくべく令和8年度予算編成方針を定めます。

(1) 重点施策の推進及び直近課題の取組

別紙「令和8年度における重点施策」をベースに、事業棚卸しヒアリングでの指摘事項および各課が提示した直近課題の解決に向けた取り組みに優先的に予算を配分する。

(2) 町民の生命・財産を守る取組の推進

近年高まっている大規模災害リスクを踏まえ、防災・減災対策を強化・推進する。加えて、町民が自らの生命や財産を守るという自助・共助意識の醸成と向上に努める。

(3) 子どもから高齢者までバランスのとれた施策と人口減少対策の推進

町民の幸福度と町の魅力を高めることができが人口減少対策の基本である。安心して子育てができる環境整備、心豊かに育った子ども達が郷土愛を持ってふるさとを支える仕組みづくりや取り組み、子どもから高齢者まで多様なライフスタイルを尊重し合うための取り組みを強力に推進する。

(4) 健全財政の保持

将来の財政負担や世代間の負担の公平性等にも十分配慮し、町債発行は災害復旧事業債（臨時財政対策債）を除き、原則2億円以内とする。

担当各課の判断と責任のもと、「納税者目線」「コスト意識」の視点に立ち、事業全般の必要性・有効性・効率性・緊急性を検証したうえで優先順位付けを徹底し、一般財源ベースでの歳出の見直しに取り組む。

また、現状の経常経費の縮減に努めるとともに、新たな経常経費が必要となる事務事業や施設等の拡張においては、慎重に必要性を見定め、優先順位をつけてスクラップアンドビルドを行うことを原則とする。加えて、各種事業や業務の改革・改善を徹底する。

4 予算要求基準

Sustainable fiscal measures for future generations

～次世代のための持続可能な財政措置～

Create For The Next Generation

～次世代のために創出する～

(1) 予算要求基準

厳しい財政状況の中で、町民サービスの水準を維持しつつ、①重点施策の取組 ②事業棚卸して各課が提示された直近課題解決に向けた取組を遂行するため、シーリングで必要な財源を捻出し、①②を優先的に予算を配分するなど、メリハリのある予算を目指す。

そのため、普通建設事業費以外の経費については、令和7年度当初予算額の一般財源ベースから、20%減じた額に物価高騰対策及び各課の特殊事業を勘案したうえで、**全庁的に15%減じた額を設定する。**

(令和7年度当初予算：一般財源 34.8 億円の▲5.22 億円の削減)

ただし、①重点施策 ②直近課題解決 ③国スポの取組 ④人件費は原則対象外とする。また、普通建設事業費については、国スポ関連（6.51 億円の事業）以外の事業については、起債発行額を 2 億円以内とする。

(2) 総括的事項

① 当初予算の基本

- (ア) 歳出所要額、財源ともに 1 年間の見積りをベースに編成作業を行い、新年度開始後に補正や流用及び充用等が生じないよう確実に見込むこと。特に施設の修繕などは、定期点検等の結果を的確に把握し適切に対応すること。
- (イ) 中長期的な財政負担も十分考慮し、所要額を見積ること。政策的なもので事業費の大きい事業については当初予算時に必ず要求すること。
- ② 町民要望については、各所管課で精査し、真に必要な事案については的確に対応すること。また、決算認定、決算審査等で議会及び監査委員からの指摘事項等についても、十分検討し適切に対処すること。
- ③ 歳入については、町税等の収納率の向上策や、前回改定から 3 年経過した使用料及び手数料等の見直しを実施すること。また、過年度滞納分については早期に徴収を行い債権の適正管理に努め、歳入の確保を図ること。
- ④ 旅費については参加の必要性・重要性を熟慮し、必要人数やオンライン研修受講等も含めて検討し旅費の圧縮を図ること。

(3) 経常的経費

① 義務的事業

(ア) 人件費

緊急時対応や休日・夜間等の行事関連を除き、勤務時間内での業務完結が可能となるよう、係を越えた課内調整による職員間の業務量の平準化に努めながら、各自の業務遂行プランを立てること。サービス残業は厳に慎むこと。

(イ) 扶助費（町単独事業）

事業手法や給付水準の検証などを行い、予算の肥大化を招くことのないよう的確な見積りを行うこと。

② 経常的事業

(ア) 事務用消耗品等

事務用消耗品、コピー料金、光熱水費については、各事務事業や施設管理に要する経費を把握して各事業予算に計上し、各事業の費用対効果の実態を検証して事業の見直しに活用する。

通信運搬費（郵便・電話）等の事業仕分けが困難なものについては、総務課で一括計上する。

(イ) 施設の維持管理経費については、前年度決算額及び当年度執行見込額をベースに積算根拠を示して要求し、過不足が生じないよう正確を期すること。

(ウ) 事業のひとつひとつの必要性と費用対効果を丁寧に検証し、継続妥当の事業であっても、常に事務改善による経費節減に努める。

5 特別会計、公営企業会計

(1) 特別会計及び公営企業会計についても、一般会計予算に準ずるほか、経営の一層の効率化及び自己財源の確保を図ること。

(2) 一般会計と関連する事業については、関係課等と事前に十分協議・調整を行うこと。